私の論点

使用者の正当な利益」は判断要素か、有効要件か?

石橋 洋 熊本大学教授

判例や学説に接することとなった。そこで明ら 強した後に、 もあり、 する判例法理と酷似する競業避止特約の有効性 ず、未開拓の分野であるということであった。 裁判例もなお判例法理としての体をなしておら うテーマは、先駆的文献が存在するだけであり、 が国の労働法の分野において競業避止義務とい 文献と判例が出されている英米法と異なり、 かになったことは、営業制限法理のメイン・テ 法的構成とわが国の理論的課題」が収められて 業避止義務―イギリスにおける競業避止義務の 約の法理論―イギリスと日本』(総合労働研究所 ーマの一つとして競業避止義務に関する大量の いる。この論文は、私が留学中に執筆した事情 九九三年) ギリス法における退職後の競業避止特約に関 少し古い本であるが、秋田成就編著『労働契 が国の裁判例を読んで印象に残ったのは、 まず英米法における競業避止義務を勉 わが国の競業避止義務をめぐる裁 に私の論文として「労働契約と競 わ

由 代償の有無等について、債権者の利益(企業秘 反し無効となることは言うまでもないが、この らの職業選択の自由等を不当に拘束し、 に、「競争の制限が合理的範囲を超え、 利益の存否を判断し、その要件をクリアした後 理解によれば、本判決は、まず競業避止特約の 為の差止めの仮処分を求めた事案である。 に就任した元従業員を相手方としてその競業行 勤務していた転職元企業が転職先企業で取締役 を担保する競業避止特約にもとづき元従業員が ン・リミティッド事件判決(奈良地判昭四五・ 密の保護)、債務者の不利益(転職、 再就職の自 合理的範囲を確定するにあたっては、制限の期 生存を脅かす場合には、その制限は公序良俗に 合理性を特約により保護される使用者の正当な 〇・二三)であった。本件は、秘密保持特約 判断枠組みを示していたフォセコ・ジャ 場所的範囲、制限の対象となる職種の範囲 及び社会的利害(独占集中の虞れ、 債権者 同人の それに

みたい。

この小稿では、使用者の正当な利益から考えて ら競業避止特約の有効性を判断しようとして 私には、そうは思われない。この点について、 であるとの紹介がなされることがある。しかし、 考慮して判断されることを明らかにした裁判例 種の範囲、④代償措置の有無などの要素を総合 すること、③競業が制限される期間、場所、 る。たしかに、この判決は今日の時点から様 慎重に検討することを要する」として、当事者 伴う一般消費者の利害)の三つの観点に立って の地位、②使用者の正当な利益の保護を目的と 約が合理的範囲内にあるかどうかを、 な理解が可能であると思われるが、競業避止特 の利益と公共の利益の双方の側面での合理性 ①労働者

この区分をふまえて、競業避止特約により保護 ちろん、これをどう区別するかは難問である)。 上の秘密)とに区分したことは重要である(も 的情報(使用者のみが有する特殊な知識=営業 技能)と持ち去ることのできない使用者の財産 ち去ることができる人格的財産(一般的知識 される秘密情報の画定につき、退職労働者が持 の法状況のなかで、競業避止特約によって保護 九九一年・一九九三年の不正競争防止法改正前 由に使用または開示をなしうるとされていた 職後の秘密保持特約や競業避止特約が存在しな あるいは知り得た技術、 限り、労働者の人格的財産として退職後に自 まず本判決は、労働者が在職中に身につけ、 技能、 秘密情報は、

又は営業上の情報を利用した業務ではなく」、 の美容業を営む「会社の保有する特有の技術上 がらも、同業他社に転職した労働者の業務は元 注目されるのは、この総合判断の手法によりな 要素として総合判断により評価する傾向にある。 というように、 ネイチャー事件・東京地判平一七・二・二三) 般の事情を総合して判断すべきである」(アート 者の従業員に対する処遇や代償等の程度等、諸 していた技術上及び営業上の情報の性質、 業中に実施していた業務の内容、使用者が保有 最小限の内容の確定に当たっては、従業員が就 効要件としながら、「合理性を基礎づける必要 力を認めるのが相当である」として合理性を有 を基礎づける必要最小限度の内容に限定して効 ついては、従業員の競業行為を制約する合理性 いる点に鑑みるならば、競業避止義務の範囲に 由等を、著しく制約する可能性を常にはらんで 議がなされず、「従業員の有する職業選択の自 をめぐる裁判例は、競業避止特約が、十分な協 とする。最近のわが国の競業避止特約の有効性 ものであって公序良俗に反する」ことになる、 らず被用者の職業選択の自由を不当に制限する は、競業避止特約は「単純な競争の制限に他な 人格的財産(一般的知識・技能)である場合に 就業中の日常業務から得た知識・経験・ とはいえ、このアートネイチャー事件判決が 合理性の存否を前記の点を判断 使用

> る必要がある。 的範囲内におさまっているかどうかが判断され 用者の正当な利益を保護するために必要な合理 場所的範囲、制限の対象となる職種の範囲が使 る。この点をクリアしたうえで、制限の期間、 もなく無効と解される、と考えているからであ しないときには、その他の事情を考慮するまで されるべきであり、使用者の正当な利益が存在 れる使用者の正当な利益の存否からアプローチ の自由を制約する以上、まず特約により保護さ 競業避止特約が労働者の職業選択の自由・営業 したい。というのは、競業避止特約の有効性は 義務違反は認められないとされている点である。 「その余の点を判断するまでもなく」、競業避止 禁止される業務に含まれるものではないとして 私は、アートネイチャー事件判決に賛意を表

の秘密)でなく労働者の持ち去ることのできる

らない」と述べられていることからすれば、競馬 高鋳造用副資材の製造販売業務に従事しては、 をで情報と理解する技術的秘密等」が挙げられている。営業上の秘密に技術的秘密等」が挙げられている。営業上の秘密に技術的秘密等」が挙げられている。営業上の秘密に技術的秘密等」が挙げられている。営業上の秘密ととらえることには、秘密を情報と理解する限り、ミスリーディングとの関係を営業上の秘密ととらえることには、秘密を情報と理解する限り、ミスリーディングとの関係を営業上の秘密ととらえることには、秘密を情報と理解する限り、ミスリーディングとの関係を営業上の秘密ととらえることには、秘密を情報と理解する限り、ミスリーディングと

益として、金属鋳造用副資材を製造するためのように、そしてどのような得意先が不良されるべきだったのかもしれない。その意味では、ここでいう顧客等の人間関係とは、どいかにも関連するが、をでは、ここでいう顧客等の人間関係とは、どいのように、そしてどのような得意先が蚕食されたのかにも関連するが、在職中に知り得た取引度連情報を利用して得意先を蚕食したものであるとするならば、最近のダイオーズサービシーなとするならば、最近のダイオーズサービシーの延長線上に位置づけることができようが、フッキ件判決(東京地判平一四・八・三〇)もその延長線上に位置づけることができようが、フッキ件判決(東京地判平一四・八・三〇)もその延長線上に位置づけることができようが、ファインを表しました。

(いしばし ひろし)